

ラウベンコロニー資金運用規程

ラウベンコロニー団地管理組合法人

令和 7 年 7 月 2 7 日

ラウベンコロニー資金運用規程

（目的）

第1条：本規程は、ラウベンコロニー団地管理組合法人（以下「法人」という。）における資金運用の指針、手続き等について定め、法人の資金を安全かつ効率的に運用することにより、法人の永続的な発展と健全運営に資することを目的とする。

（運用資金）

第2条：ラウベンコロニー団地管理組合同規約第22条に定める特別積立金で、取崩しにつき運用の開始前に総会の決議を得た金額をもってこれに充てる。

2. 運用に充てる総額は、特別積立金の3分の1を上限とする。

（基本原則）

第3条：特別積立金が元来自然災害等のリスクに備えた資金であることに鑑み、その目的、額、運用可能期間等を勘案して、期待される運用益の確保と運用資金の実質価値の維持を図り、適正な運用に努めるものとする。

2. 業務遂行にあたり、関係法令等を遵守し、適切な運営を行う。
3. 運用する資金について、リスク把握に努め、その適切な対応を図る。

（運用に係る責任）

第4条：理事会は、運用の責任体制と、運用に関わる全ての者の忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を、本規程に明記し徹底を図る。

（権限及び責務）

第5条：資金の運用に関する権限及び責務は、次の通りとする。

資金運用の最終責任は、ラウベンコロニー団地管理組合同規約41条以下に基づく総会に存し、理事会は総会の委任を受けて資金運用にあたる。

2. 理事会は、運用管理に係る業務執行権を、二人以上の理事（以下運用担当理事）に委譲することができる。運用担当理事の任期は2年とする。ただし連続する再任については2期4年を超えないものとし、他の役職との兼任を妨げない。

3. 運用担当理事は、次の各号の権限と責任を有する。

- ① 資金運用計画（案）を策定し、理事会の承認をうける。
- ② 業務執行に係わる権限を有するとともに、運用状況を理事会に報告する責務を負う。
- ③ 本規程の遵守に係わる管理責任を負う。
- ④ 資金の有利運用に係る情報取得を目的とし、必要な場合は金融機関等外部に資金運用計画等の策定補助を依頼することができる。
- ⑤ ラウベンコロニー団地管理組合総会において、資金運用計画（案）ならびに運用実績を報告し、承認を得る。

4. 理事会が必要と認める場合、組合員の中から運用アドバイザーを指名し、資金運用に関する助言を得ることができる。

（運用の対象）

第6条：運用対象は次に掲げるものを対象とし、かつ総会の決議を得なければならない。

- ア. 預金
- イ. 金銭信託
- ウ. 譲渡性預金
- エ. 国債
- オ. 地方債及び地方公社債
- カ. 政府保証債
- キ. 特別の法律により法人の発行する債券（財投機関債・金融債等）
- ク. 事業債（劣後債、基金債券、転換社債型新株予約権付社債等を含む）
- ケ. 円建て外債
- コ. 外貨建て債券
- サ. 投資信託の受益証券
- シ. 株式（ETF、REIT等の上場投信を含む）
- ス. その他理事会において承認を得たもの

(損失の範囲)

第7条：損失の処分の決定は次の各号の通りとする。

- ① 有価証券の時価が投資の90%を下回った際には、運用担当理事は理事会に報告する。理事会は、運用担当理事の説明に基づき、対策を協議・決定する。
- ② 保有を継続する場合は、運用担当理事は、理事会にて時価の推移を定期的に報告し、有価証券の時価が投資の80%を下回らないよう必要な措置を講じる。
- ③ 理事会は、上記各号の報告に基づき、早期の回復の見込みがないと判断される場合には、有価証券の時価が投資の70%を下回らないよう、その時点で最適と考えられる売却等の措置を講じる。

(運用報告)

第8条：理事会は、運用報告を作成し、総会にて報告を行う。報告には以下の内容が含まれる。

- ア. 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
- イ. 各金融商品別及びポートフォリオ全体の運用成績
- ウ. その他必要事項

2. 運用担当理事は、運用状況について理事会（原則月1回）にて報告を行う。
3. 組合員は、随時、運用状況について理事会に問い合わせることができ、理事会はそれに回答しなければならない。

(見直し・その他)

第9条：本規程の改正にあたっては、総会の3分の2の賛成を得なければならない。

2. この規程に定めるもののほか、理事会は、資金運用に関し必要な事項を内規として定めることができる。

附則

1. この規程は、令和7年8月1日から施行する。